

様式第 1 号

旧幸生小学校改修工事の条件付き一般競争入札の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、旧幸生小学校改修工事の請負について、一般競争入札を次のとおり行う。

令和 8 年 8 月 25 日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 旧幸生小学校改修工事
- (2) 工事の場所 寒河江市 大字幸生 旧幸生小学校地内
- (3) 工事の種類 建築一式工事
- (4) 工事の概要 校舎棟改修工事
建築一式
内部 アリーナ、更衣室及びシャワー室、事務室、ミーティングルーム、
各種トイレ等の改修
アリーナヘスケートボードセクションの設置
外部 屋根修繕
機械設備一式 空調換気設備改修、給排水衛生設備改修
電気設備一式 電灯及びコンセント設備改修、弱電設備改修、
誘導支援設備改修、火災報知設備改修
解体撤去工事 FRP プール及び付属棟解体一式
外構工事 駐車場整備一式、擁壁等整備一式
- (5) 工 期 契約の効力の発生する日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 入札の場所及び入札日時

- (1) 入札場所 寒河江市役所 4 階 401 会議室
- (2) 入札日時 令和 8 年 9 月 15 日（火）午後 3 時 30 分

3 入札参加の資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
- (2) 寒河江市契約に関する規則（平成 9 年市規則第 12 号）第 25 条第 2 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の建設業の許可のうち、当該工事に対応する特定建設業の許可を受けていること。

- (4) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は兼務できるものであること。
 - ① 1級建築施工管理技士若しくは2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
 - ② 監理技術者にあつては監理技術者証の交付及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (5) 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 建築一式工事において、Aの等級に格付けされていること。
- (7) 寒河江市に本社を有する者であること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する課等
寒河江市大字西根字石川西365番地 寒河江市スポーツ振興課（寒河江市市民体育館内）
電話番号0237-84-1877（直通）

5 入札参加申請書等

入札への参加を希望する者は、入札参加申請書、入札参加資格確認申請書及び入札資格確認に必要な書類を、次に掲げる期間内に提出するものとする。

- (1) 受付期間 令和8年8月25日から令和8年9月1日まで（市の休日を除く。）
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。受付期間の最終日にあつては午後4時）まで
- (3) 受付場所 寒河江市スポーツ振興課（寒河江市市民体育館内）

6 入札保証金及び契約保証金等

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 寒河江市契約に関する規則第5条の規定に基づく寒河江市建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額とする。）を付すること。

7 その他

- (1) この入札は、入札参加資格の確認を入札後に行う入札参加資格事後審査方式である。
- (2) 低入札調査基準価格を設定する。
- (3) 入札参加者は積算内訳書を入札時に提出すること。
- (4) 詳細については、入札説明書による。